

令和8年度
最上川下流左岸農業水利事業

最上川下流左岸地区事業再評価資料作成業務

特 別 仕 様 書

東北農政局最上川下流左岸農業水利事業所

第1章 総則

(適用範囲)

第1-1条

最上川下流左岸農業水利事業 最上川下流左岸地区事業再評価資料作成業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目的)

第1-2条

本業務は、最上川下流左岸農業水利事業における事業再評価のための基礎資料作成を行うものである。

(場所)

第1-3条

本業務の対象地域は、山形県酒田市、鶴岡市及び東田川郡庄内町地内であり、別紙1位置図に示すとおりである。

(事業概要)

第1-4条

本地区の事業概要は次のとおりである。

主要工事：排水機場（改修）	5ヶ所
排水機場（新設）	1ヶ所
排水路（改修・新設）	L=5.6km
水管理施設	1式
工期	：平成29年度から令和11年度
総事業費	：16,000百万円（平成27年度単価）
受益面積	：5,921ha（水田 5,921ha、畑 — ）

(一般事項)

第1-5条

業務請負契約書及び設計及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有した者とする。
- (3) 受注者は常に業務内容を把握し、監督職員が資料の提出を求められたときは、速やかに応じるものとする。

(管理技術者)

第1-6条

管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学、 農業－農村地域計画 農業－農村環境

		農業－農村地域・資源計画
	農業	農業土木、農業農村工学、農村地域計画、農村地域・資源計画、農村環境
博士	農学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

(照査技術者)

第1-7条

(1) 照査技術者は、共通仕様書第1-7条第2項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学、 農業－農村地域計画 農業－農村環境 農業－農村地域・資源計画
	農業	農業土木、農業農村工学、農村地域計画、農村地域・資源計画、農村環境
博士	農学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

(2) 共通仕様書第1-7条第4項でいう、監督職員が指示する業務の節目とは、次のとおりとする。

- 1) 業務計画作成時
- 2) 農業情勢調書等の作成時
- 3) 現状分析の作成時
- 4) 技術検討会資料(案)の作成時
- 5) その他、照査計画作成時において監督職員が指示した場合

(3) 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

(担当技術者)

第1-8条

担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第1-9条

共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第1-10条

受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

(適用する図書)

第2-1条

設計作業の基本事項に関しては、次表に示す図書を優先して適用する。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。

番号	名 称	発行所	制定(改訂) 年月日
1	農業農村整備事業計画作成便覧 (農業農村整備事業計画研究会 編)	(株)地球社	平成15年8月
2	新たな土地改良の効果算定マニュアル	(株)大成出版	平成27年9月
3	国営土地改良事業等再評価実施要領	農林水産省農村振興 局長・生産局長通知	平成22年8月 (最終改正)
4	土地改良事業の費用対効果分析に関する基本方針の制定について	農林水産省農村振興 局長通知	平成20年10月 (最終改正)
5	土地改良事業の費用対効果分析マニュアルの制定について	農林水産省農村振興 局企画部長通知	令和7年4日 (最終改正)
6	土地改良事業の費用対効果分析に必要な諸係数について	農林水産省農村振興 局整備部土地改良企画課長通知	令和7年4月 (最終改正)
7	執務参考資料「令和7年度国営土地改良事業等再評価の運営について」	農林水産省農村振興 局整備部	令和7年4月
8	国産農産物安定供給効果について	農林水産省農村振興 局整備部長通知	令和5年4月
9	土地改良事業の費用対効果分析における参考資料等について	農林水産省農村振興 局整備部事務連絡	令和5年9月

(貸与資料)

第2-2条

貸与資料は、次のとおりである。

番号	貸 与 資 料	備 考
1	国営最上川下流左岸土地改良事業計画書	1式
2	令和2年度 最上川下流左岸農業水利事業 最上川下流左岸地区再評価資料作成業務 報告書	1式
3	令和6年度 最上川下流左岸農業水利事業 最上川下流左岸地区環境調査業務 報告書	1式
4	令和7年度 最上川下流左岸農業水利事業 最上川下流左岸地区環境配慮調査業務 報告書	1式

(貸与資料の取扱い)

第2-3条

第2-2条に示す貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか、完了検査時に一括返納しなければならない。

第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条

本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。

なお、詳細は別紙2「作業項目内訳表」(該当項目)の○印に示すものとする。

作業項目	数量	備考
1. 資料の検討	1式	
2. 農業情勢等調書の作成	1式	
3. 総事業費の算定及び費用対効果分析	1式	
4. 現状分析	1式	
5. 「環境との調和への配慮」調書の作成	1式	
6. 「事業コスト縮減等の可能性」調書の作成	1式	
7. 技術検討会資料(案)の作成	1式	
8. 照査	1式	
9. 点検取りまとめ	1式	

なお、4. 現状分析に関して排水機場の新設・増設、田んぼダムの連携を考慮した排水解析、氾濫シミュレーションを学識経験者に依頼し、その内容について本業務の整理に反映することを予定している。

(作業の留意点)

第3-2条

本業務の実施に際し、特に留意する点は、次のとおりとする。

- (1) 作業を実施するにあたり、行政機関等からの資料を収集する場合は、事前に監督職員に通知するものとする。
- (2) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- (3) 第2-1条及び第2-2条並びに共通仕様書に示す参考図書や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (4) 第3-1条の作業項目「5. 「環境との調和への配慮」調書作成」については、「令和6年度 最上川下流左岸地区環境調査業務」及び「令和7年度 最上川下流左岸地区環境配慮調査業務」の調査結果を反映させるものとする。
- (5) 第3-1条の作業項目「7. 技術検討会資料(案)の作成」は、東北農政局事業管理委員会幹事会に使用する資料を指しており、令和8年中を目途に素案をとりまとめるものとするが、具体的な時期については監督職員の指示によるものとする。

(業務の成果品質確保対策)

第3-3条

契約後業務着手時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」(農水省 WEB サイト)を十分に理解のうえ、対応するものとする。

(1) 業務確認会議

業務着手時に、管理技術者・担当技術者並びに事業所長、次長、担当課長、主任監督員(主催)、監督員が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものである。

1) 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。なお、確認事項については変更する場合がある。

- ① 検討条件・前提条件
- ② 業務計画の妥当性
- ③ スケジュール
- ④ 検討事項の変更内容
- ⑤ その他：事業間連携、コスト縮減、環境対策等の促進等

2) 会議の開催については、監督職員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督職員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ設計変更で計上する。

(2) 業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

(3) 照査技術者による報告

業務の成果品納入時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者による報告を行うものとする。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条

共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとし、最終回の打合せにおいて照査技術者が照査報告を行うものとする。

初回 作業着手の段階(貸与資料、既存資料整理段階)

第2回 中間打合せ(農業情勢等調書作成、費用対効果算定段階)

第3回 中間打合せ(現状分析作成、「環境との調和への配慮」調書作成、「事業コスト縮減等の可能性」調書作成段階)

第4回 中間打合せ(技術検討会資料(案)作成段階)

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

第5章 成果物

(成果物)

第5-1条

成果物を共通仕様書第1章第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

(1) 成果物の電子媒体 (CD-R 若しくは DVD-R) 正副 2 部

(2) 成果物の出力 1 部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)

(成果物の提出先)

第 5 - 2 条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

山形県東田川郡庄内町余目字上梵天塚 15 最上川土地改良区 1 階
東北農政局 最上川下流左岸農業水利事業所

第 6 章 契約変更

(契約変更)

第 6 - 1 条

業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第 3 - 1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。
- (2) 第 4 - 1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- (3) 第 5 - 1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- (4) 作業手順に変更が生じた場合。
- (5) 履行期間に変更が生じた場合。
- (6) 関係機関等対外的協議などにより、業務計画等に変更が生じた場合。
- (7) 排水解析、氾濫シミュレーションを学識経験者に依頼した場合。
- (8) その他

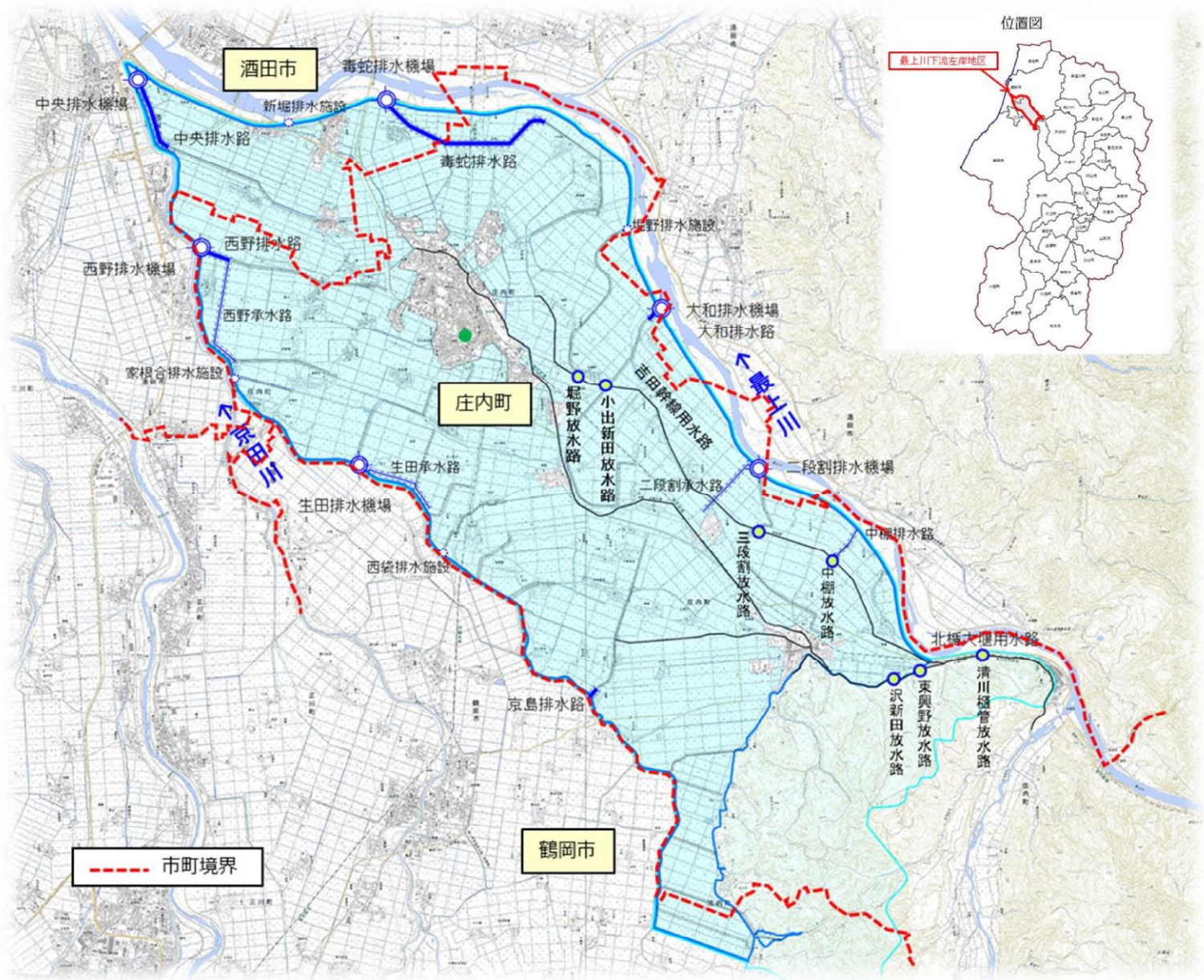
第 7 章 定めなき事項

(定めなき事項)

第 7 - 1 条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

最上川下流左岸農業水利事業
事業再評価資料作成業務
位置図



別紙2 「作業項目内訳表」

作業項目	作業内容	作業実施欄
1. 資料の検討	事業評価のために必要な資料収集を行う。 収集した資料及び貸与資料の内容を把握し、作業計画を作成する。	○
2. 農業情勢等調書の作成		
2-1. 社会経済情勢の変化		
(1) 産業別就業人口の動向	産業別就業人口の動向について国勢調査結果等(過去3調査年)により整理する。	○
(2) 地域経済の動向	農業粗生産額、製造品出荷額、商品販売額の動向について、現計画策定時5か年と直近5か年を農林水産統計年報、工業統計表、商業統計表により整理する。	○
(3) 農業の動向	農業経営体、土地、主要作物、大家畜、地域指定の動向について、農林業センサス(過去3調査年)により整理する。	○
(4) 経営耕地面積規模別及び経営体区別農業経営体数の整理	経営耕地面積規模別経営体数、経営体区別農業経営体数について、農林業センサス(過去3調査年)により整理する。	○
(5) 認定農業者数の推移	認定農業者数(経営体)及び認定農業数(法人)の推移について、農業経営改善計画の認定状況により整理する。	○
(6) 法人化の協業経営及び組織形態別集落営農数の推移	法人化の協業経営及び組織形態別集落営農数の推移について、農林業センサス(過去3調査年)及び集落営農実態調査により整理する。	○
2-2. 費用対効果分析の基礎となる要因の変化		
(1) 営農計画	作付面積、単位面積当たり収量、作付率について、現計画に基づき現況と計画の作物毎に整理するとともに、各種振興計画から今後の作物振興の見直しについて整理する	○
(2) 農業振興計画等の見直し状況	事業計画時と現在の県、市町村、農協等による農業振興計画等の見直し状況について整理する。	○
(3) 農産物の動向	作付面積、農産物価格、労賃単価、単位面積当たり収量について、現計画策定時5か年と直近5か年を農林水産統計年報、農産物価統計により整理・対比し、変化の状況及び要因について検討する。	○
3. 総事業費の算定及び費用対効果分析		
(1) 総費用の算定	再評価時点の費用対効果分析における総費用を整理する。	○
(2) 年効果額の算定	事業計画時の資料に基づき、主に時点修正を行い、年効果額を整理する。また、その根拠資料を整理する。	○
(3) 費用対効果分析の整理	上記で算定した総費用、年効果額を基に費用対効果分析を行うとともに、その変動要因等を分析・整理する。	○
4. 現状分析		
(1) 農業振興の必要性	優良農業地域(食料供給基地)、地区の社会経済情勢、農業振興計画等の変化から農業振興の必要性を検討する。	○

作業項目	作業内容	作業実施欄
(2) 上位計画との整合	最近の各種農業施策（農林水産業・地域の活力創造プラン等）との整合について検討する。	○
(3) 一部効用の確認	一部施設の供用開始、農業への多面的効果、その他波及的効果の発現について検討する。	○
(4) 事業評価の妥当性	営農計画、経済効果等に関わる基礎的要因により、事業評価の妥当性について検討する。	○
(5) 事業継続の必要性	農業振興の必要性及び事業評価の妥当性により、事業継続の必要性について整理する。	○
5. 「環境との調和への配慮」調書の作成	環境との調和への配慮の内容について調書を作成する。	○
6. 「事業コスト縮減等の可能性」調書の作成	事業コスト縮減に関して、評価時点までに行った取り組みと今後予定している取り組みについて調書を作成する。	○
7. 技術検討会資料(案)の作成		
(1) 事業評価結果(案)	2. 農業情勢等調書の作成～4. 現状分析までの作業項目を踏まえ、事業評価結果(案)について所定の様式に整理する。	○
(2) 事業評価説明資料	事業評価に当たっての第三者による「技術検討会」での説明資料(パワーポイントを含む)について作成する。	○
(3) 事業評価説明資料基礎資料	事業評価説明資料の基礎資料について整理する。 事業評価に当たって想定される課題を検討し、その項目とその内容について整理する(想定問答の作成を含む)。	○
8. 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	○
9. 点検とりまとめ	各作業項目の成果品について、点検とりまとめ及び報告書の作成を行う。	○